平成２６年（フ）第３３号
北海道苫小牧市美園町２丁目８番11―402号
債務者　五十嵐喜代太
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１６号
福島県いわき市四倉町字梅ケ丘27番地　市営住宅116
債務者　青木　勝明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７４号
茨城県小美玉市小曽納476番地５
債務者　小笠原判夫
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
千葉県館山市薗795―１　笹子ハイツＢ105、住民票上の住所千葉県館山市北条1290番地の１
債務者　加藤　寿賜（旧姓吉田・鈴木）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第５９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目36番地２、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地１
債務者　田辺　年美（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋443番地１、前住所岐阜県高山市越後町1121番地10
債務者　川合友里恵（旧姓近藤・板矢）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３２号
三重県津市一身田豊野1406番地571
債務者　土田　恵実
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
三重県津市高茶屋７丁目８番12号　コーポ旭205号
債務者　西山　和由
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目17番８号
債務者　石原　直行
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
鳥取県西伯郡伯耆町岸本951番地125、前住所鳥取県米子市西福原２丁目８番７号
債務者　樋本　孝晃
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２７号
鳥取県米子市米原１丁目１番46―108号、前住所埼玉県行田市城西３丁目16番11号　蔵場ハイツ301
債務者　岩澤　真弥
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２３号
広島県廿日市市宮内1005番地10
債務者　白石　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０号
広島市中区吉島西２丁目４番14号　荒木アパート北２号
債務者　榎本　絹江
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾58番地１　ハイツ乃美尾２―203号
債務者　川筋　陽子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１号
広島市東区戸坂大上４丁目20番４号
債務者　朝比奈龍男
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
山口県下関市稗田北町９番15号　ＩＲハイツⅡ102号、前住所福岡県嘉麻市山野2167番地９
債務者　松山　秀一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
愛媛県松山市石手１丁目３番15号　エトワール石手303号
債務者　延原　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
松山地方裁判所民事部